

○構造改革特別区域法施行令（平成十五年三月二十六日政令第七十八号）

一部改正	平成一五年	三月三十一日政令第一四三号
一部改正	平成一五年	八月二十九日政令第三七六号
一部改正	平成一六年	三月二十四日政令第五九号
一部改正	平成一六年	三月三十一日政令第一〇七号
一部改正	平成一六年	四月二十八日政令第一七〇号
一部改正	平成一六年	九月二十九日政令第二八九号
一部改正	平成一六年	二月一五日政令第三九九号
一次改正	平成一六年	二月二二日政令第四〇七号
一部改正	平成一七年	三月三十一日政令第一〇五号
一部改正	平成一七年	七月二十九日政令第二六二号
一部改正	平成一七年	九月九日政令第二九二号
一部改正	平成一八年	五月八日政令第一九三号

一部改正	平成一八年	六月二一日政令第二二〇号
一部改正	平成一九年	一月一九日政令第九号
一部改正	平成一九年	三月二日政令第三九号
一部改正	平成一九年	三月二二日政令第五五号
一部改正	平成一九年	五月二五日政令第一六六号
一部改正	平成一九年	五月二五日政令第一六八号
一部改正	平成二〇年	九月一二日政令第二八一号
一部改正	平成二一年	五月一日政令第一三六号
一部改正	平成二四年	九月五日政令第二二三号
一部改正	平成二五年一二月	六日政令第三三三号
一部改正	平成二七年	七月三一日政令第二八〇号
一部改正	平成二七年十二月一八日	政令第四三一号

構造改革特別区域法施行令をここに公布する。

構造改革特別区域法施行令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項、第十七条、第二十一条第一項、第三十八条並びに別表第十六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（提案の募集）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）

第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行令（昭

第二十七条の

都道府県知事

都道府県知事（学校設置会社（構造改革

和二十八年政令第三百四十号）			
二第一項			
第三十一条			
都道府県の知事			
特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十一条において同じ。）の設置するものにあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長。次項において同じ。）			都道府県の知事（学校設置会社の設置していたものについては認定地方公共団体の長）
都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九			都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九

十二号)		義務教育諸学校の教科 用図書が無償措置に関 する法律施行令（昭和 三十九年政令第十四号 ）		障害のある児童及び生 徒のための教科用特定 図書等の普及の促進等 に関する法律施行令（
	第一条第一項		第一条第一項	
	理事長		理事長	
号）第十二条第二項に規定する学校設置 会社をいう。）の設置するものにあつて は、同条第一項の規定による認定を受け た地方公共団体の長）	理事長又は学校設置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法律第百八十九号） 第十二条第二項に規定する学校設置会社 をいう。）の代表取締役若しくは代表執 行役	理事長又は学校設置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法律第百八十九号） 第十二条第二項に規定する学校設置会社 をいう。）の代表取締役若しくは代表執 行役	理事長又は学校設置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法律第百八十九号） 第十二条第二項に規定する学校設置会社 をいう。）の代表取締役若しくは代表執 行役	理事長又は学校設置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法律第百八十九号） 第十二条第二項に規定する学校設置会社 をいう。）の代表取締役若しくは代表執 行役

平成二十年政令第二百
八十一号)

行役

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用について、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行令	第二十七条の 二第一項	都道府県知事	
			都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。第三十一条において同じ。）の設置するものにあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）

			の長。次項において同じ。）
学校給食法施行令	第一条	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令	第一条第一項	理事長	置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事
			理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事

（私立学校法の特例に係る公私協力学校に関する学校教育法施行令の読替え）

第四条 法第二十条第一項に規定する公私協力学校に係る同条第三項に規定する協力地方公共団体の長が都道府県知事でない場合における学校教育法施行令第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「私立の学校」とあるのは「公私協力学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第一項に規定する公私協力学校をいう。以下この項において同じ。）」と、「学校（大学及び高等専門学校を除く。）」とあるのは「公私協力学校」と、「都道府県知事に」とあるのは「協力地方公共団体

（同条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の長を経由して、都道府県知事に」と、「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、都道府県知事は、その意見に配慮しなければならない」とする。

（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例に係る政令で定める基準等）

第五条 法第二十八条の三第五項に規定する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）の上限に関する法第二十八条の三第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 公社管理道路（法第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）のうち次号に規定するもの以外のものについての利用料金の上限を定めようとするときには、当該公社管理道路の利用料金徴収総額（利用料金の徴収期間において徴収することとなる利用料金の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該徴収期間の満了の日までに必要となる当該公社管理道路に係る第四項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間の満了の日までに得ることとなる当該

公社管理道路に係る第三項に規定する収入の額の合計額に相当する額を控除した額を超えない額とすること。

二 公社管理道路のうち道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十五条第一項の許可に係るものについての利用料金の上限を定めようとするときには、当該公社管理道路の利用料金徴収総額が、当該徴収期間の満了の日までに必要となる当該公社管理道路に係る第五項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間の満了の日までに得ることとなる当該公社管理道路に係る第三項に規定する収入の額の合計額に相当する額を控除した額を超えない額とすること。

三 前二号の利用料金の上限を定めた後、当該利用料金の徴収期間を通じて、次のイからハまでに掲げる額が、当該利用料金の上限を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからハまでに定める額と著しく異なるものであること。

イ 既に徴収した利用料金の額及び徴収することとなる利用料金の額の合計額 利用料金徴収総額

ロ 既に必要となった第四項各号又は第五項各号に掲げる費用の額及び必要となる当該費用の額の合計

額 第一号又は前号の費用の額のそれぞれの合計額

ハ 既に得た第三項に規定する収入の額及び得ることとなる当該収入の額の合計額 第一号又は前号の収入の額のそれぞれの合計額

四 法第二十八条の三第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第一項本文の規定により自動車専用道路以外の公社管理道路を通行し、又は利用する車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第五項に規定する車両をいう。以下この号において同じ。）から徴収する利用料金の上限は、道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十人以下のもの

ロ 道路運送車両法第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十一人以上のもの

ハ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車

ニ 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車

ホ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車

ヘ 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車

ト 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車

チ 道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両

リ イからチまでに掲げる車両以外の車両

五 法第二十八条の三第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第二項の規定により人から徴収する利用料金の上限は、少なくとも十二歳以上の者及び十二歳未満の者ごとに定めるものであること。

2 利用料金の徴収期間に関する法第二十八条の三第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 公社管理道路の構造及び工法その他当該公社管理道路の状況に照らして適切なものであること。

二 道路整備特別措置法第十五条第一項の許可に係る公社管理道路にあつては、当該公社管理道路の利用料金の徴収期間の満了の日が同項の許可の日から起算して四十五年を超えないものであること。

3 法第二十八条の三第十二項の政令で定める収入は、料金（道路整備特別措置法第二条第五項に規定する料金であつて、法第二十八条の三第一項に規定する認定公社管理道路運営事業を開始する日の前日までににおける当該公社管理道路の通行又は利用に係るものに限る。）、占用料その他の当該公社管理道路に係る地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十一条第一項の業務に係る収入で国土交通省令で定めるものとする。

4 第一項第一号に規定する公社管理道路に係る法第二十八条の三第十二項の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 新設又は改築に要する費用及び当該新設又は改築に係る事務取扱費
- 二 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費
- 三 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費
- 四 道路整備特別措置法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る

事務取扱費

五 道路整備特別措置法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき特定道路公社（法第二十八条の三第五項に規定する特定道路公社をいう。以下この条において同じ。

）が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費

六 前項に規定する収入の徴収に要する費用及び当該徴収に係る事務取扱費

七 国土交通省令で定める損失補填引当金に充てるために要する費用

八 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金の利息の支払に要する費用

5 第一項第二号に規定する公社管理道路に係る法第二十八条の三第十二項の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費

二 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費

三 道路整備特別措置法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る

事務取扱費

四 道路整備特別措置法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき特定道路公社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費

五 第三項に規定する収入の徴収に要する費用及び当該徴収に係る事務取扱費

六 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金の利息の支払に要する費用

6 特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定の適用については、同条中「料金を徴収しない」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第一項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）を徴収しない」と、「料金を徴収する」とあるのは「利用料金を徴収する」とする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の特例）

第六条 市町村が、その設定する構造改革特別区域において、地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるものである

ことその他環境省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を利用した熔融一般廃棄物埋立処分事業（熔融一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、環境大臣が定めるところにより熔融加工したものをいう。以下この条において同じ。）の埋立処分を行う事業をいう。）を実施することについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」という。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号イ(1)の規定にかかわらず、地中空間を利用して熔融一般廃棄物の埋立処分を行うことができる。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日政令第一四三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年八月二九日政令第三七六号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月二四日政令第五九号）

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年四月二八日政令第一七〇号）

この政令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則 （平成一六年九月二九日政令第二八九号）

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一月一五政令第三九九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一六年一月二二政令第四〇七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条第一項の規定により読み替えて適用される公有地の拡大の推進に関する法律施行令第七条第三項の規定に基づく賃貸の事業に係る賃貸借契約を締結した土地開発公社は、当該賃貸借契約の効力の存する間は、引き続き、当該賃貸借契約に係る土地を賃貸する事業を行うことができる。

附 則 （平成一七年三月三十一政令第一〇五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二九日政令第二六二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年九月九日政令第二九二号）

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年五月八日政令第一九三号）

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一八年六月二一日政令第二二〇号）

この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 （平成一九年一月一九日政令第九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日から施行する。

附 則 （平成一九年三月二日政令第五五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月二五日政令第一六六号）（抄）

（施行期日）

1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年五月二十八日）から施行する。

附 則 （平成一九年五月二五日政令第一六八号）（抄）

(施行期日)

- 1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年九月一二日政令第二八一号）（抄）

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十年九月十七日）から施行し、平成二十一年度において使用される教科用特定図書等から適用する。

附 則 （平成二一年五月一日政令第一三六号）

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条

の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。次項において「旧特区法」という。）第十一条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令（次項において「旧特区法施行令」という。）第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十一条の二の規定の適用については、旧特区法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成二四年九月五日政令第二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月六日政令第三三三号）（抄）

（施行期日）

1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条中河川法施行令第十六条の四及び第五十九条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年七月三十一日政令第二八〇号）（抄）

(施行期日)

1 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

2 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条各号列記以外の部分」を「第六条各号列記以外の部分」に、「第六条」を「第七条」に改める。

附 則 （平成二十七年一月一八日政令第四三一号） （抄）

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第四条 この政令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条（前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

の規定の適用を受けて農業改良助長法第八条第一項の普及指導員に任用されている者は、引き続き当該普及指導員に任用されている間は、この政令による改正後の農業改良助長法施行令第三条第二号に該当する者として当該普及指導員に任用された者とみなす。